

# IAEA包括報告書で国際安全基準に沿っていると評価されたポイント

※タスクフォース(IAEA職員と11カ国の国際専門家)のこれまでのレビューを踏まえIAEAの責任のもと、とりまとめられた報告書

## ＜人と環境への放射線影響＞

- ALPS処理水の海洋放出は、人及び環境に対し、無視できるほどの放射線影響となる。【V】
  - ・ 国際安全基準に沿って放射線環境影響評価を実施。【p.83】
  - ・ 東電によるソースターム（放出前に評価するALPS処理水中の放射性物質の種類）は、十分に保守的でかつ現実的。【p.58】
  - ・ 海洋拡散モデルに基づき、国際水域は、海洋放出の影響を受けないため、越境影響は無視できるほど。【p.80】

## ＜放出制御の設備及びプロセスの健全性＞

- ALPS処理水の放出を制御するシステムとプロセスは堅固である。【p.53】
- 緊急遮断弁や放射線検出器などが重層的にシステムに組み込まれている。【p.29】

## ＜規制による管理と認可＞

- 原子力規制委員会は日本国内の独立した規制機関として、安全に関する適切な法的・規制の枠組みを制定・実施している。【p.42】

## ＜分析／ソース及び環境モニタリング＞

- 政府と東電のモニタリングに関する活動は、国際安全基準に沿っている。【p.94】
- IAEAと海外の第三者分析機関が行った分析結果によれば、東電はALPS処理水の放出にあたり、適切で精密な分析を実施する能力と持続可能で堅固な分析体制を有する。【p.108】
- IAEAと海外の第三者分析機関のいずれも、有意に存在する追加の放射性核種（すなわち、ソースタームに含まれている以外の放射性核種）を検出しなかった。【p.107】

IAEAは放出前、放出中、放出後もコミット。追加のレビューとモニタリングで、国際社会に追加的な透明性・安心を提供。【V, VI】